

一般質問通告書

NO.1

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により
通告します。

平成 28 年 8 月 24 日
東村山市議会 議長 様

議席番号 18 番
質問者 熊木敏己

記

番号	質問の項目と要旨
1	東村山市の防災における土砂災害について
(要旨)	6月定例会で質問できなかった急傾斜地・土砂災害等についての項目、および、8月に上陸した台風の当市への影響、土砂災害防止法の改正による当市の地域防災・風水害への影響その他について伺います。
1)	8月の台風では「避難準備情報」が発令され、一時避難施設が開設された。 気象庁の発表する情報(大雨警報等)と、東京都と気象庁が共同で発表する「土砂災害警戒情報」と、市の発令する避難準備情報(避難勧告等)の順位と関係について伺う。 (① 大雨警報 → ② 土砂災害警戒情報 → ③ 避難準備情報 → 避難勧告 → 避難指示) (必ず上記のような手順となるのでしょうか)
2)	平成26年8月の豪雨による広島市北部での土砂災害では土砂災害警戒情報が発令され、3時間後に避難勧告が出されたが、避難勧告の1時間前に既に土砂災害は発生してしまっていたという状況がある。広島の土砂災害を踏まえた課題に「住民の危険性の認識が不十分」「土砂災害警戒情報が直接的な避難勧告等の基準となっていない」などあるが、当市の場合対応できていると考えているか伺う。
3)	台風9号の対応では、8ヶ所の一時避難場所を開設し、最終的に1ヶ所を残した。 震災時の避難場所と土砂災害・河川の越水時の避難場所は必ずしも一致していないが、今回避難された方々は認識されていたか伺う。
4)	避難準備情報等については、柳瀬川(前川・北川)と空堀川の溢水氾濫、内水氾濫等に判断基準が分けられ、地域防災計画(P228)では対象地区も具体的に記載されている。 避難の勧告又は指示の伝達は当該地域の市民に対して迅速かつ的確に伝達するとされているが、今回の伝達方法はどのようであったか、また、ホームページ・メールの使えない方々や風雨の音の中での防災行政無線は、無事に伝わったか伺う。
5)	東京都の「土砂災害危険箇所マップ」上の危険箇所と当市の洪水ハザードマップの「急傾斜地崩壊危険箇所」は同一地と見えるが、危険箇所＝急傾斜地崩壊危険箇所と考えてよろしいか伺う。

一般質問通告書

NO.2

質問者 熊木敏己

番号	質問の項目と要旨
6)	東京都は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を平成29年度まで、土砂災害警戒区域等の指定を平成31年度までに完了するとしている。東村山市での調査は終了したのか 伺う。
7)	急傾斜地崩壊危険箇所として、市内に8ヶ所(自然斜面5ヶ所・人口斜面3ヶ所)があげられている。東京都が基礎調査を行ったヶ所と捉えてよろしいのか 伺う。(6月定例会 21番)
8)	上記箇所は「土砂災害特別警戒区域等の指定」となる可能性はあるか 伺う。 (6月定例会 22番)
9)	「土砂災害特別警戒区域等の指定」を受けた場合、所有者は移転の勧告を受けたり、不動産売買に支障が出ると聞く、都知事の措置と考えるが、市はどのような立場となるのか 伺う。
10)	土砂災害特別警戒区域の建築物の防災工事や移転についても、補助等の支援措置がされているが、耐震について進まない現状に新たに補助を増額する動きもある。 減災目標に対する施策で、耐震化の促進がある。「木造住宅耐震診断・改修費の補助」は費用が高み捗らない状況の中、一軒丸ごと耐震化を考えるのではなく、一部屋だけは残る耐震仕様とする独自の施策を取ることは可能か、また、問題があるか お考えを伺う。 (6月定例会 20番)
11)	多摩湖線での土砂崩れ(地滑り)地域は「急傾斜地崩壊危険箇所」として表されていない。近年のゲリラ豪雨や雹などの経験と、今回の台風の影響分析から防災計画「風水害」等今後の課題があれば 伺う。
2	先の選挙による当市への影響について
(要旨)	参議院議員・都知事と連続して終えた選挙結果と影響について伺います。
1)	選挙権年齢が18歳以上とされた選挙で、当市での20歳未満の方々の投票状況を 伺う。
2)	上記状況をどのように分析し今後に生かすのか、また、課題があれば 伺う。
3)	新知事に当市が期待することはなにか 伺う。